

登録マーク等の使用基準

EQ 基準 第3号-13

制定 1999年11月 8日

改正 2020年 5月21日

株式会社国際規格認証機構

目 次

| | (頁) |
|--------------------------------|-----|
| 1. 目 的 | 1 |
| 2. 用語の定義 | 1 |
| 3. 適用範囲 | 1 |
| 4. 関連規格及び関連文書 | 1 |
| 5. 登録マーク等の使用申請手続き | 1 |
| 6. 清刷の使用 及び 管理方法 | 2 |
| 7. 登録マーク と 認定シンボル | 2 |
| 8. 従来の登録マーク と 認定シンボル | 4 |
| 9. 登録マーク等の使用 | 5 |
| 10. 登録の引用（文章のみによる登録の表示） | 5 |
| 11. 登録証の使用 | 6 |
| 12. 報告書の使用 | 6 |
| 13. 違反した場合の処置 | 6 |
| 14. 登録マーク・認定シンボルの使用許可期間 | 6 |
| 15. 一時停止・取り消し・登録範囲縮小時の処置 | 6 |
| 16. 連絡窓口 | 7 |
| 別紙－ 1 登録マーク等清刷送付依頼書 | |
| 別紙－ 2 清刷の取り扱いについて（書式例） | |
| 別紙－ 3 清刷提供者一覧表（書式例） | |

1. 目的

この基準は（株）国際規格認証機構（以下「OISC」という。）の登録マーク及び（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）の認定シンボルを使用する場合に登録組織が順守して頂く基準を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 登録マーク
OISCが商標登録したロゴマークをいう。
- (2) 認定シンボル
JABが商標登録したロゴマークをいう。
- (3) シンボル部
認定シンボルの正方形のロゴの部分をいう。
- (4) 登録マーク等
登録マーク と 認定シンボルの組合せ、または登録マーク単独をいう。
- (5) 登録組織
OISCの登録組織をいう。
- (6) 登録範囲
登録の対象となる事業所及び業務範囲をいう。
- (7) 清刷（きよずり）
登録マークと認定シンボルの電子的画像データ。

3. 適用範囲

この基準はOISCの登録組織に適用します。

4. 関連規格及び関連文書

- (1) 関連規格
JAB N410：認定シンボル使用規則
- (2) 関連文書
マネジメントシステム審査登録契約書
受審と登録維持ガイド

5. 登録マーク等の使用申請手続き

- (1) 登録マークの清刷をご入用の時は送付依頼書(別紙1 登録マーク等清刷送付依頼書)をご提出下さい。
- (2) OISCから送付依頼書に基づき登録規格、認定範囲に応じた清刷をE-mailにて送付します。
- (3) 登録マーク・認定シンボルについては、OISCから提供される清刷をもとに使用して下さい。認定シンボルの使用は、JABの「認定シンボル使用規則」に従って頂きます。事前にご使用例をOISCへ送付頂ければ内容を確認し、回答致します。

- (4) 登録範囲又は適用規格がJABの認定範囲外である場合、JAB認定シンボルはご使用頂けません。

6. 清刷の使用及び管理方法

- (1) 電子的画像データの清刷を提供しております。
- (2) 清刷の解像度を低下させるなど画像を劣化させる改変をしないで下さい。
- (3) OISCから提供された清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行って下さい。
- (4) 外部の業者に清刷を提供する場合、外部の業者に上記(2)～(3)の内容を順守させて下さい。(順守させる方法として例えば通知文の送付等があります。別紙2「清刷の取り扱いについて」を参照下さい。)

また、清刷を提供した外部の業者の一覧表を作成して下さい。(様式は問いませんが、例として 別紙3「清刷提供業者一覧表」を参照下さい。)

7. 登録マーク と 認定シンボル



表示色は以下参照。シンボル部の下の「CM033」は JAB 認定番号です。

(1) 登録マーク・認定シンボルの色

登録マーク指定色

清刷に示すカラー表示(青色は認定シンボルに準じます)、又は白黒表示を標準とします。ただし、単色であれば使用色の制限はありません。

認定シンボル指定色

シンボル部

青色表示(印刷物上は DIC-579 (CMYK : C90 M62 Y21 K0、RGB : R0 G98 B157))。青色に代えて黒、灰、金、銀色も可能です。

シンボル部以外 : 黒色

※単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、認定シンボル全体(シンボル部+シン

ボル部以外)の色を当該印刷物に使用されている同一色での単色表示が可能です。
なお、地色との明瞭な対比をもたせて認定シンボルを表示して下さい。

(2) 登録マーク・認定シンボルのサイズ

拡大または縮小して使用することは可能ですが、拡大縮小後の各部の比率は変えないようにして下さい。また、文字が識別できるように表示して下さい。

(3) 登録マーク・認定シンボルの位置

登録組織が認定シンボルを使用する場合、登録マークと認定シンボルを併記し、概ね同一サイズで使用して下さい。上下に併記する場合は認定シンボルを「下側」に配置して下さい。

(4) 登録番号及び認定番号

登録組織は認定シンボルを併記する場合、認定シンボルの下部には認定番号(清刷等参照)を必ず付記して下さい。登録マークの下部への登録番号付記は不要です。(付記しても構いません。)

8. 従来の登録マーク と 認定シンボル

以下のデザインの登録マーク、認定シンボルも引き続き使用できますが、新たに作成される場合は、現行の登録マーク、認定シンボル（上記7. 参照）をご使用下さい。

使用時の注意事項については本基準の通りですが、その他詳細はお問合わせ下さい。

従来の登録マーク



フルカラー表示 又は 白黒、単色表示
（単色の表示方法については下表の白黒表示の表示色を参考にして下さい。）

| フルカラー表示 | | |
|---------|---------|--------------------|
| | 指定カラー | プロセスカラー |
| | | C=アイ M=アカ Y=キ B=スミ |
| ① | DIC 184 | C100%+M75%+Y10% |
| ② | DIC 572 | C80%+Y100% |
| ③ | DIC 206 | M30%+Y100% |
| ④ | 無色 | |
| ⑤ | 黒 | B100% |

| 白黒表示 | | |
|------|-------|---------|
| | 指定カラー | プロセスカラー |
| | | B=スミ |
| ① | 黒 | B100% |
| ② | 無色 | |
| ③ | 灰 | B20% |
| ④ | 無色 | |
| ⑤ | 黒 | B100% |

従来の認定シンボル



左記デザインの旧認定シンボルは既作成の媒体には引き続きご使用できます。
（シンボル部に“MS”の白抜き文字がない旧認定シンボルは使用できません）

9. 登録マーク等の使用

(1) 登録マーク等を使用できる例を次に示します。次項の留意点とあわせ適正な使用をお願いします。

- a. 会社案内、パンフレット、広報活動文書及び製品カタログ、封筒、レター用紙など
- b. 社屋、看板、車両など（認定シンボルは車両には使用できません）
- c. 名刺（登録範囲外の人の名刺に登録マークは使用できますが、認定シンボルは使用できません。また、登録範囲外の人の名刺に登録マークを使用する場合は、登録範囲（事業所の名称 及び/又は業務範囲）も明記のうえ使用して下さい。）
- d. ウェブサイト

(2) 使用に当たっての留意事項

- a. 登録範囲について誤解を招くおそれのある場合（全事業所、全業務の登録ではなく、除外した範囲がある場合）は、登録マーク等にあわせて登録範囲（事業所の名称 及び/又は業務範囲）も明記のうえ使用して下さい。
- b. 製品や製品の包装（製品を分解したり、損傷せずに取り外しできるもの）などには、その製品自体が登録を受けたかのように誤解される恐れがあるので使用しないで下さい（種別ラベルや識別プレートは製品の一部とみなします）。
- c. 登録マーク等を使用して製品の特性機能が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしないで下さい。
- d. 登録組織自身のマークを、登録マーク等とともに使用する場合、明らかに識別できるようにして下さい。
- e. JABの認定について記述するとき、登録組織のシステムが直接JABにより承認されていると暗示するような表現にならないように注意して下さい。

10. 登録の引用(文章のみによる登録の表示)

文章でマネジメントシステムの登録を受けていることを上記9.(1)に示すような媒体に表示することができます。表示に当たっては次項をご留意ください。

(1) 登録の引用に当たっての留意事項

- a. 登録範囲について誤解を招くおそれのある場合（全事業所、全業務の登録ではなく、除外した範囲がある場合）は、登録範囲（事業所の名称 及び/又は業務範囲）も明記のうえ引用（表示）して下さい。
- b. 製品には、その製品自体が登録を受けたかのように誤解される恐れがあるので引用（表示）しないで下さい（種別ラベルや識別プレートは製品の一部とみなします）。
- c. 製品の包装（種別ラベルや識別プレートを除き、製品を分解したり、損傷せずに取り外しできるもの）または附帯情報（単独で入手できる若しくは容易に取り外し可能なもの。例えば取扱説明書等）に引用（表示）する場合、製品・プロセスまたはサービス自体が登録されていると受けとられないようにして下さい。
引用（表示）にあたっては以下の3項目を含めて下さい。

- ① 登録組織の名称
- ② マネジメントシステムの種類（品質、環境等）及びその適用規格
- ③ 登録証を発行した登録機関の名称（(株)国際規格認証機構または OISC）

d. 登録の引用（表示）により製品の特性機能が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしないで下さい。

11. 登録証の使用

登録証をコピーして使用する場合、コピーであることがわかるようにして下さい。（「コピー」、「写」等の表記など）また、登録証及びそのコピーを事務所等に掲示する場合は、現在有効な版を掲示して下さい。

12. 報告書の使用

報告書をコピーして提示する場合、部分的にコピーするなど内容の誤解を招くような方法で提示しないで下さい。

13. 違反した場合の処置

登録組織において、登録マーク等の使用について本基準が順守されなかった場合、また、登録に関する不正確な言及があった場合は是正処置の要求、登録の一時停止、登録の取り消し等及び必要に応じて法的手段を含む適切な処置をとらせて頂きます。

（使用違反の具体的事例）

- (1) 製品や製品の包装等に登録マーク等を使用された場合
- (2) 製品が登録されているとの誤解を与えると判断される使用の場合
- (3) 登録範囲の業務以外に従事する人の名刺に登録範囲（事業所の名称 及び/又は業務範囲）の明記が無く使用された場合
- (4) 登録範囲以外を含む全社的なパンフレット等に使用する場合に、登録範囲を明記していない場合
- (5) 認定シンボルのみを使用している場合
- (6) その他、第三者に誤解を与えるような使用の場合

14. 登録マーク・認定シンボルの使用許可期間

登録マークの使用許可期間はマネジメントシステムの登録の有効期間内とします。認定シンボルについても登録マークと同様としますが、OISCがJABより認定の取り消しを受けた場合は使用することはできません。認定の取り消しを受けた場合、OISCより提供された清刷は外部の業者に提供したのも含み、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。

登録の引用についてもマネジメントシステムの登録の有効期間内に限り可能です。

15. 一時停止・取り消し・登録範囲縮小時の処置

登録組織は、登録を一時停止または取り消された場合、ただちに登録範囲の登録マーク・認定シンボルの使用及び登録の引用を中止していただきます。登録の取り消しを受けた場合、OISCより提供された清刷は外部の業者に提供したのも含み、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。

なお、登録の一時停止の場合、停止解除後は使用及び引用を再開できます。

また、登録範囲が縮小された場合、縮小された範囲が含まれるすべての広告物の登録マーク・認定シンボルの使用箇所及び登録の引用を適切に修正して下さい。

16. 連絡窓口

登録マーク・認定シンボルの使用その他について不明な点がございましたら、OISCまでご連絡下さい。

以 上

E-mail : info@oisc.co.jp

株式会社国際規格認証機構 行

(TEL : 06-6263-7430)

登録マーク等清刷送付依頼書

登録マーク等清刷の送付を依頼します。

| | | |
|--------|--------|--|
| 登録番号 | | |
| 登録組織名称 | | |
| 依頼者氏名 | 印 | |
| 送付先 | 所属部署名 | |
| | 役職名 | |
| | 氏名 | |
| | E-mail | |
| | T E L | |

20 年 月 日

〇〇〇〇〇〇 御中

△△△△△△△△△

清刷の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件、弊社より提供致しました清刷に付きまして下記の通りお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 清刷内容の変更及び解像度を低下させないこと。
2. 作成を依頼したもの以外に清刷を使用しないこと。
3. 清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うこと。

以上

清刷提供業者一覧表

日付：20 年 月 日

| 項番 | 提供業者名 | 清刷提供日 | 提供した清刷の種類 | 作成依頼物 | 通知文発信日 |
|----|-----------|-----------|---------------------|--------------|-----------|
| 例 | 株式会社 ○○○○ | 20○○年4月1日 | イラストレーター(ai) PNG | 名刺 ウェブサイト | 20○○年4月1日 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |



登録マーク・認定シンボルの表示例

登録範囲が限定されている場合

以下に例を示します。登録範囲には事業所、業務内容が含まれます。例は事業所の場合を示します。

(A・B事業所の内、A事業所のみ ISO14001 認証取得の場合)



(1) 役員様（登録範囲外も管理されている方）の名刺使用例
(記載例)

| | |
|---|---|
| ○○○○株式会社 役職 氏 名 住所：##### TEL：×××-×××-1234 FAX：△△△-△△△-1234 |   登録事業所：A事業所 |
|---|---|

上図の通り登録範囲を記載して下さい。

上図は例ですので、表現が異なっても構いません。

(2) 名刺にA・B両方の事業所名が記載されている場合の使用例
(記載例)

| | |
|--|---|
| ○○○○株式会社 役職 氏 名 A 事業所 住所：##### TEL：×××-×××-1234 FAX：△△△-△△△-1234 |   登録事業所：A事業所 B 事業所 住所：\$ TEL：×××-×××-5678 FAX：△△△-△△△-5678 |
|--|---|



上図の通り登録範囲を記載して下さい。

上図は例ですので、表現が異なっても構いません。

- ・ A事業所所属の方でA事業所のみ記載の場合は登録範囲の記載は必要ありません。
- ・ B事業所所属（登録範囲外）の方の名刺には認定シンボルはご使用いただけません。

(多数の事業所の内、A・B・C事業所のみ ISO14001 認証取得の場合)

(1) 名刺裏面に全事業所が記載されている場合の名刺使用例
(記載例)

| | | |
|------------------|----|--|
| 〇〇〇〇株式会社 | |   |
| 役職 | 氏名 | |
| 住所：##### | | 登録事業所：裏面記載 |
| TEL：×××-×××-1234 | | |
| FAX：△△△-△△△-1234 | | |

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| A事業所 (※) | C事業所 (※) |
| 住所：##### | 住所：***** |
| TEL：×××-×××-1234 | TEL：×××-×××-9101 |
| FAX：△△△-△△△-1234 | FAX：△△△-△△△-9101 |
| B事業所 (※) | D事業所 |
| 住所：\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$\$ | 住所：@@@@@@@@@@@@ |
| TEL：×××-×××-5678 | TEL：×××-×××-2345 |
| FAX：△△△-△△△-5678 | FAX：△△△-△△△-2345 |
| (※)の事業所はISO14001登録対象事業所です。 | |

上図の通り登録範囲が区分できるように記載して下さい。

上図は例ですので、表現が異なっても構いません。記号無く文章表現のみでも結構です。

- ・ A・B・C事業所所属の方すべて、マーク使用箇所又は事業所表示箇所に登録範囲を明記する必要があります。
- ・ D事業所所属（登録範囲外）の方の名刺には認定シンボルはご使用いただけません。

登録の引用（文章のみによる登録の表示）例

登録範囲が限定されている場合

以下に例を示します。登録範囲には事業所、業務内容が含まれます。例は業務内容の場合を示します。

(A～Fの業務の内、A・B・C業務のみ ISO9001 認証取得の場合)

(1) 役員様（登録範囲外も管理されている方）の名刺使用例
(記載例)

| | |
|------------------|--------------------------|
| 〇〇〇〇株式会社 | ISO9001 認証取得 A・B・Cの製造 |
| 役職 | 氏名 |
| 住所：##### | |
| TEL：×××-×××-1234 | |
| FAX：△△△-△△△-1234 | |

(2) 名刺裏面に A～F の業務名が記載されている場合の名刺使用例
(記載例)

| | |
|------------------|---------------------------|
| 〇〇〇〇株式会社 | ISO9001 認証取得 登録範囲：裏面記載 |
| 役職 | 氏名 |
| 住所：##### | |
| TEL：×××-×××-1234 | |
| FAX：△△△-△△△-1234 | |

| | |
|-----------------------|-------|
| ・Aの製造 (※) | ・Dの製造 |
| ・Bの製造 (※) | ・Eの製造 |
| ・Cの製造 (※) | ・Fの製造 |
| (※) は ISO9001 登録対象です。 | |

上図の通り登録範囲が区分できるように記載して下さい。

製品の包装、付帯情報（取扱説明書等）に引用（表示）をする場合

以下に例を示します。

(1) 製品の包装、付帯情報（取扱説明書等）に引用（表示）をする場合の使用例
引用（表示）にあたっては以下の 3 項目を含めて下さい。

- ①登録組織の名称
- ②マネジメントシステムの種類（品質、環境等）及びその適用規格
- ③登録証を発行した認証機関の名称（(株)国際規格認証機構または OISC）

(記載例)

| |
|---|
| 〇〇〇〇株式会社 □□工場の品質マネジメントシステムは、 OISC から ISO9001 の認証を取得しています。 |
| 〇〇〇〇株式会社 □□工場 この製品は、OISC から品質マネジメントシステム (ISO9001) の 認証を取得した工場で製造されています。 |

上図は例ですので、表現が異なっても構いませんが、①～③の 3 項目を含めて下さい。